

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程取扱細則

目 次

第1章 総 則

第1条	適用範囲	(7)
第2条	証券による乗車料金の收受方	(7)
第2条の2	クレジットカードによる定期料金の收受	(8)
第3条	乗車拒絶に伴う料金の払戻し	(8)
第4条	手回り品の範囲の特例	(8)
第4条の2	身体障害者補助犬の取扱い	(8)
第5条	手回り品内容点検後の原状回復	(8)
第6条	運行不能時のう回乗車	(8)
第7条	期間の計算	(9)
第8条	サイン等による証印	(10)

第2章 乗車券の発売

第1節 通 則

第9条	乗車券の発売	(10)
第10条	削 除	
第10条の2	定期券購入等に伴う特例	(10)
第11条	乗車券の発売日の特例	(10)
第12条	証明書等不正発行に対する制裁	(11)

第2節 普通券の発売

第13条	料金の設定していない区間に対する発売	(11)
------	--------------------	------

第3節 回数券の発売

第13条の2	通学割引回数券の乗車区間	(11)
--------	--------------	------



第4節 定期券の発売

第14条	環状経路の取扱い	(11)
第14条の2	定期券の乗車経路	(12)
第14条の3	削 除	
第14条の4	自動券売機での発売の特例	(12)
第15条	通学定期券の乗車経路	(12)
第16条	削 除	
第17条	定期券の継続発売	(12)
第18条	実習用通学定期券の発売	(12)
第18条の2	削 除	
第18条の3	通学証明書の特例	(13)
第19条	定期券の一括発売の取扱い方	(13)
第20条	定期券の通用期間の調整	(13)
第21条	定期券の種類・区間の変更の 申し出があった場合の発売	(13)
第22条	2枚以上の定期券を併用する場合	(14)
第23条	定期券購入申込書等の調製	(14)

第5節 共通一日乗車券の発売

第6節 団体券の発売

第24条	証明書等の收受及び確認	(15)
第25条	団体乗車申込書の省略	(15)
第26条	学生団体に対する代表者の例外	(15)
第27条	関係駅への通知	(15)
第28条	団体乗車申込人員が増減した場合	(15)
第29条	団体の分割乗車の取扱い	(15)

第3章 乗車料金

第1節 通 則

第30条	特定料金計算キロ程の設定区間	(16)
第31条	乗車経路より料金を計算する場合	(16)
第32条	乗客の区分による料金適用上の特例	(16)

第6章		乗車券の改札	
第60条		乗車券の改札の目的及び方法	(32)
第61条		証明書等の確認	(33)
第62条		通学割引回数券の改札	(33)
第63条		誤って入きょうした乗車券	(33)
第7章		乗車変更及び特殊な取扱い	
第1節		通 則	
第64条		追徴又は払戻しする場合の料金の計算	(33)
第65条		手数料の計算	(33)
第2節		乗車変更の取扱い	
第66条		乗車変更の取扱範囲	(34)
第67条		別途乗車料金を回数券によって収受する場合	(34)
第68条		乗越し又は別途乗車の取扱い	(34)
第69条		団体券変更の取扱い	(36)
第70条		団体乗客の一部が変更の 申し出をした場合の取扱い	(36)
第3節		不正乗車	
第71条		定期券の不正使用が2以上の 事由に該当する場合	(36)
第4節		紛 失	
第72条		再収受証明書の発行	(37)
第73条		再収受証明書による料金の払戻し	(37)
第74条		紛失定期券の発見その他による 定期料金の払戻し	(38)
第75条		災害等による定期券等の再発行	(38)
第76条		団体券再発行の取扱方	(38)

第5節 払戻し	
第77条	入きょう後の乗車券の払戻し・・・・・・・・・・・・・・・・ (39)
第78条	団体料金の払戻し・・・・・・・・・・・・・・・・ (39)
第79条	通用開始当日の定期料金の払戻し・・・・・・・・ (40)
第80条	使用開始後3日以内の定期料金の払戻し・・・・・・・・ (41)
第81条	定期券の種類・区間変更の申し出が あつた場合の定期料金の払戻し・・・・・・・・ (41)
第82条	定期料金又は回数料金の払戻し等の特例・・・・・・・・ (42)
第83条	死亡の場合の定期料金の払戻し・・・・・・・・ (42)
第84条	定期券変更の特例・・・・・・・・・・・・・・・・ (42)
 第6節 運行不能	
第85条	料金の払戻しをする駅・・・・・・・・・・・・・・・・ (43)
第85条の2	無料送還の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ (43)
第86条	他経路乗車中の途中下車・・・・・・・・ (43)
第87条	運行休止の場合の通用期間の延長・・・・・・・・ (43)
第88条	運行休止の場合の定期料金の払戻し・・・・・・・・ (43)
 第7節 誤乗及び誤購入	
第89条	誤乗乗客に対する取扱方・・・・・・・・ (44)
第90条	定期券・回数券使用乗客が誤乗した場合・・・・・・・・ (44)
第91条	誤購入又は誤発売した乗車券に対する取扱方・・・・・・・・ (44)
第92条	誤購入した乗車券が割引乗車券である場合・・・・・・・・ (44)
 第8章 乗車料金先払いカード	
第93条	乗車料金先払いカードの取扱い・・・・・・・・ (45)
 第9章 IC証票	
第94条	IC証票の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ (45)
別表第1	(第14条の2)・・・・・・・・・・・・・・・・ (46)
別表第2	定期料金日割額表(第33条)・・・・・・・・ (48)
別表第3	乗車券に押す印章(第47条)・・・・・・・・ (49)
別表第4	乗車券発着駅名表示及び経路表示(第48条の2)・・・・ (51)
別表第5	経路表示基準(第48条の2)・・・・・・・・ (54)
別表第6	駅名の略号(第48条の2)・・・・・・・・ (55)
別表第7	定期券表示事項の補足印字(第54条第2項)・・・・ (57)

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程取扱細則

制 定 昭和 46. 5. 1

最近改正 平成 28. 6. 1 駅務 12

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 旅客の運送について、別に定める場合を除いて、大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程（以下「規程」という。）によるほか、この細則を適用する。

(注) 別に定めるものの主なものは次のとおりである。

- (1) 身体障害者等乗車料金割引等に関する規程
- (2) 指定学校に関する規程
- (3) 連絡運輸規程
- (4) 振替輸送取扱規程
- (5) 乗車料金取扱規程
- (6) 乗車券等委託発売規程
- (7) 2事業連絡乗車券発売規程
- (8) 通達・事務連絡等による取扱い

(証券による乗車料金の收受方)

第2条 規程第2条第2項第2号、第3号及び第4号の規定により、小切手等をもって收受する場合は、次によるものとする。ただし、その券面の金額が收受金額を超えないものに限る。

- (1) 持参人払式又は記名式持参人払いの小切手であって、次のア号からウ号の1に該当し、その支払場所が大阪市内に所在する銀行であるもの
 - ア 国又は公社等の振り出したものであって、その振出日から1年を経過していないもの
 - イ 銀行が自店を支払人として振出したもの
 - ウ 経営管理本部経理部経理課長（以下「経理課長」という。）の承認を受けたもの
- (2) 郵便為替
- (3) 前第1号の規定にかかわらず、当該小切手の支払いが不確実であると認められるものであるときは、これによって料金を收受することができない。

.....
(クレジットカードによる定期料金の収受)

第2条の2 規程第2条第2項第3号により、クレジットカードにより定期料金を収受する場合は、次の各号の定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 取扱い可能なクレジットカードは、別に定めるブランドマークが記載されているものとする。

(2) 取扱場所は、各駅及び全ての定期券発売所とする。

(乗車拒絶に伴う料金の払戻し)

第3条 規程第5条により、最寄り駅で降車させ、乗客から料金払戻しの請求があった場合は、規程第98条第2項を準用する。

(手回り品の範囲の特例)

第4条 規程第7条の規定にかかわらず、運動用具及び娯楽用具は持ち込む列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認めるときに限り、長さが制限をこえるときでも、2メートル程度のものまで、手回り品として車内に持ち込ませることができる。

(注) 乗客が自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は個数制限にかかわらず、車内に持ち込むことができる。

(身体障害者補助犬の取扱い)

第4条の2 規程第8条第4号に定める身体障害者補助犬を持ち込むことができるのは、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第12条に定める表示を行い、所定の書類を所持する場合に限る。

(手回り品内容点検後の原状回復)

第5条 規程第9条第2項の規定により、手回り品の内容点検をした場合において内容品が危険品でないと判明したときは、交通局(以下「局」という。)の費用で荷造りを原状に復さなければならない。

(運行不能時のう回乗車)

第6条 規程第11条第1項にかかわらず、う回経路による連絡が可能な場合は乗車券の発売条件にかかわらず、う回経路によって輸送することができる。ただし、う回乗車区間における途中下車の取扱いはしない。

2 前項の規定によりう回乗車中の乗客が、そのう回乗車区間において下車したときは別途乗車又は乗越しとして取扱うものとする。

(期間の計算)

第7条 規程第14条に規定する旬又は月を単位として期間を計算する場合は、次の例による。

(例1) 月単位の場合

ア 4月15日から1カ月間とは5月14日まで

イ 11月1日(初日)から1カ月間とは11月30日(月の末日)まで

ウ 11月30日から3カ月間とは2月28日(平年の場合)又は2月29日(閏年の場合)まで

(例2) 旬単位の場合

ア 6月7日から1旬とは6月16日まで

イ 7月11日から2旬とは7月30日(7月30日が通用期限のものに限る。)又は7月31日まで

ウ 2月21日から1旬とは2月28日(平年の場合)又は2月29日(閏年の場合)まで

旬 割 早 見 表

起算日	1旬	2旬	3旬	起算日	1旬	2旬	3旬
1	10	20	月末	17	26	6	16
2	11	21	1	18	27	7	17
3	12	22	2	19	28	8	18
4	13	23	3	20	29	9	19
5	14	24	4	21	月末	10	20
6	15	25	5	22	1	11	21
7	16	26	6	23	2	12	22
8	17	27	7	24	3	13	23
9	18	28	8	25	4	14	24
10	19	29	9	26	5	15	25
11	20	月末	10	27	6	16	26
12	21	1	11	28	7	17	27
13	22	2	12	29	8	18	28
14	23	3	13	30	9	19	29
15	24	4	14	31	10	20	30
16	25	5	15				



(サイン等による証印)

第8条 規程第15条の規定により、乗客の提出する書類で、証印を押す必要がある場合でも、外国商社等で外国人の経営者の証印にあつては署名をもって証印にかえることができる。

2 乗客等が認印で証印を押す場合に、認印を所持しないときは自署又はぼ印によって、これに代えさせることができる。

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(乗車券の発売)

第9条 乗車券を発売する場合、乗車経路、発着駅、日付等を確認のうえ、乗客の希望する乗車券を発売するように努めなければならない。

第10条 削除

(定期券購入に伴う特例)

第10条の2 規程第18条の定期券の非発売駅から発売駅まで、次に掲げる乗客が定期券購入等のため乗車を申し出た場合、その乗車料金を当局が負担する。なお、取扱いについては、別に定める。

- (1) 新規購入 購入する定期券の非発売駅から乗車する乗客
- (2) 継続購入 購入する定期券の発着区間内に定期券発売所がないため、区間内の非発売駅から乗車する乗客

(乗車券の発売日の特例)

第11条 規程第20条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる乗車券は、次に定めるとおり発売することができる。

- (1) 普通券
交通局長(以下「局長」という。)において、乗客が多数乗車することを予測したとき、又は特に必要があると認めたときは、通用開始日以前から発売することができる。
- (2) 定期券
 - ア 新規発売
通用開始日の14日前から発売する。(共通全線定期券を除く。)
 - イ 継続発売
通用開始日の14日前から発売する。

ウ 一括発売

通用開始日の14日前の指定日に発売する。(共通全線定期券を除く。)

ただし、休日にあたるときは、その前日又は翌日に発売する。

(証明書等不正発行に対する制裁)

第12条 通学証明書又は運賃割引証を発行者が、使用資格者以外の者、又は規程第22条の規定により発売を停止された者に対して発行したときは、学校に対して次の各号の制裁を行うことができる。

- (1) 指定の取り消し
- (2) 発行者から料金及び増料金の収受

第2節 普通券の発売

(料金の設定していない区間に対する発売)

第13条 普通券の発売は規程別表第2に表示する区数に対する料金を収受して発売するが、東梅田、西梅田、梅田で料金の設定していない区間に対する発売については、対応駅からの料金を適用して発売してもよい。

(例) 東梅田において本町までの普通券の発売を請求した場合は、梅田又は西梅田へ案内するのが原則であるが、事情やむを得ない場合は梅田～本町間の料金(1区)を適用して発売し、乗車の扱いをする。

第3節 回数券の発売

(通学割引回数券の乗車区間)

第13条の2 定期券を所持する乗客が、規程第27条の2に規定する通信制高等学校又は放送大学に通う場合は、その所持する定期券の券面区間内の駅を居住地最寄り駅とみなして、その駅と通信制高等学校又は放送大学最寄り駅との区間について通学割引回数券を発売することができる。

第4節 定期券の発売

(環状経路の取扱い)

第14条 規程第29条の規定により通勤定期券を発売する場合、環状経路とは、発駅及び着駅が同一又は、連続した区間中に同一駅を2回以上通過する経路をいう。

（定期券の乗車経路）

第14条の2 規程第29条第1号但書きの規定により、乗車経路が発着区間の最短経路中、最小の乗換えとなる経路については、別表第1のとおりとする。

第14条の3 削除

（自動券売機での発売の特例）

第14条の4 乗客の操作により、自動券売機で定期券を購入する場合については、定期券購入申込書の提出を省略することができる。

（通学定期券の乗車経路）

第15条 通学定期券の乗車経路は、通勤定期券に準ずるものとする。

第16条 削除

（定期券の継続発売）

第17条 継続発売とは、定期券を所持する乗客に対して、その定期券の通用期間内に原定期券と引換えに、同一の種類、区間及び経路のものを発売することをいう。

（実習用通学定期券の発売）

第18条 規程第31条第2項の規定による実習用の通学定期券は、次の各号の1に該当し、かつ、その実習が学習単位の習得に必要とする場合で、指定学校の代表者が局長の承諾を受けたときに限り、定期券発売所で発売する。この場合、乗客からは指定学校の代表者において、規程第31条第6項第1号の通学証明書の欄外左方上部に「実習」又は「面接」と赤書きし、承認番号を記入した定期券購入申込書（通学証明書）を提出させるものとする。ただし、学生又は生徒が当該実習に対する賃金、報酬、謝礼金その他金銭を受領する場合及び交通費に相当する手当の支給を受ける場合を除く。

- (1) 指定学校の学生、生徒及び児童が在籍する学校の運動場、工場、農場又は実習場に通う場合
 - (2) 指定学校の学生、生徒が教育実習のため、学校長の指定した他の指定学校に通う場合
 - (3) 高等学校衛生看護科の生徒が、学校長の指定した実習病院に通う場合
 - (4) 義務教育諸学校及び学校教育法第1条に規定する高等学校の登校拒否生徒又は児童が相談、指導を受けるため、学校外の施設に通う場合（学校長が、当該相談、指導を受けた日数を指導要録上出席扱いと認める場合に限る）
- 2 乗車経路が「学校—居住地—実習場」又は「居住地—学校—実習場」となる場合で、第15条に定める経路に該当する場合は、1枚の通学定期券で発売することができる。

第18条の2 削除

(通学証明書の特例)

第18条の3 規程第31条第4項及び第5項の規定にかかわらず、4月に入学した指定学校の新入生に対しては、4月中に限り当該指定学校の代表者が発行した通学証明書により発売することができる。

(定期券の一括発売の取扱い方)

第19条 規程第32条の規定により、定期券を一括発売する場合、一括発売を希望する事業所及び指定学校に対しては次の各号に掲げる事項を条件として取扱う。

- (1) 同一の事業所又は指定学校ごとに一括し、発売日を指定（以下「指定日」という。）すること。
- (2) 一括発売通勤定期券購入申込書及び通学証明書は指定日の5日前までに提出すること。
- (3) 通用期間満了の定期券は、新定期券の発売日の翌日に一括して返付すること。

(定期券の通用期間の調整)

第20条 定期券を一括発売する場合で、規程第32条第2項の規定により定期券の通用期間に端数となる日数を付加するときは、この端数となる日数（実日数とする。以下「調整期間」という。）を新たに発行する定期券の通用期限の翌日から付加して発売するものとする。

2 前項の規定により定期券の通用期間を調整して発売するときは、定期券の右側に別表第7の8に定める例により調整する日数を印字し、かつ、一括発売通勤定期券購入申込書及び一括発売通学証明書の記事欄に調整した日数を記入するものとする。

(注) 継続発売と期間調整は同時に取扱うことができない。

(定期券の種類・区間の変更の申し出があった場合の発売)

第21条 乗客がその所持する定期券（共通全線定期券を除く。）を定期券発売所に提出して定期券の種類又は区間を変更したい旨申し出があった場合、次の各号の定めるところにより取り扱うものとする。

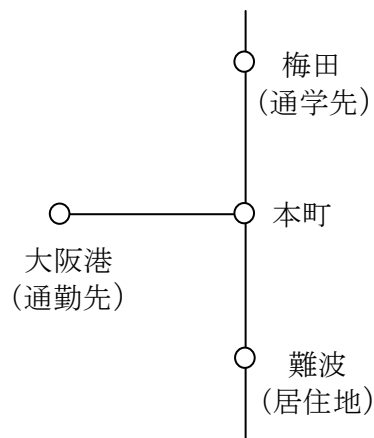
- (1) 新たな種類又は区間に対する定期券購入申込書及び通学証明書を收受し、新たに定期券を発売する。ただし、通学証明書は通学定期券を発売する場合のみとする。
- (2) 乗客の所持する定期券は、回収のうえ、第81条に定めるところにより計算した額を払戻す。
- (3) 前号により回収した原定期券は、経理課に送付するものとする。



(2枚以上の定期券を併用する場合)

第22条 定期券を所持する乗客が、さらに他の事業所又は指定学校に通う場合は、それぞれの定期券購入申込書及び証明書を提出したときは、その所持する定期券の券面区間内の駅を居住地最寄り駅とみなして、その駅と他の事業所又は指定学校最寄り駅との区間について通勤定期券又は通学定期券を発売することができる。この場合、券面区間は次の例により計算し、いずれか、当該乗客に有利となる方法により発売する。

(例) 通学証明書(通学区間梅田・難波間)と定期券購入申込書(通勤区間大阪港・難波間)とをあわせ収受のうえ梅田・大阪港間の通勤定期券と本町・難波間の通学定期券本町・大阪港間の通勤定期券と梅田・難波間の通学定期券、難波・大阪港間の通勤定期券と梅田・本町間の通学定期券のいずれか低額となるものを発売する。なお、この場合、難波・大阪港間の通勤定期券購入後、通学証明書を提出して、梅田・本町間の通学定期券購入の申し出があった場合、難波・大阪港間の通勤定期券を確認のうえ発売する。



2 前項の取扱いをした場合で、既に使用中の定期券が不用となる場合は前第21条の規定により取扱う。

(定期券購入申込書等の調製)

第23条 規程第29条第2項、第31条第3項及び第7項に定める定期券購入申込書、規程第31条第4項第1号及び第6項に定める通学証明書並びに規程第32条第3項に定める一括発売通勤定期券購入申込書及び一括発売通学証明書は局が調製し、乗客に交付する。ただし、事業所及び指定学校が所定の様式によって調製したものでも使用させることができる。

第5節 共通一日乗車券の発売

第6節 団体券の発売

(証明書等の收受及び確認)

第24条 規程第34条第1項第1号の規定により、学生団体として団体券を発売する場合は、学生団体であることの証明書の提出又は教職員の所持する教職員証等によって確認の上取り扱うものとする。

(団体乗車申込書の省略)

第25条 規程第35条の規定により、団体乗車の申込を受付ける場合、乗車当日の申し込み等で、団体輸送引受上、支障がないと認められる場合は、規程第35条第2項の団体乗車申込書の提出を省略することができる。

(学生団体に対する代表者の例外)

第26条 規程第35条第3項第1号にかかわらず、やむを得ない場合は、当該学校の教職員等を代表として、学生団体の申込みを受付けてもよい。ただし、この取扱いは、当該学校の教職員等であることが教職員証等で確認できる場合に限る。

(関係駅への通知)

第27条 規程第36条の規定により、団体乗車を受付けたとき、大口団体等で特別の手配が必要な場合は、引受駅長は関係駅に乗車時間、乗車人員等の必要事項をあらかじめ通知するものとする。

(団体乗車申込人員が増減した場合)

第28条 団体乗車申込人員が乗車券発売後、乗車前に増加した場合は手数料210円を収受して発行替えするか、又は増加した人員に対し、普通券を発売する。

2 団体乗車申込人員が乗車券発売後、乗車前に減少した場合は、当該乗車発売箇所において、手数料210円を収受して発行替えする。発行替えのできない場合は、不乗証明書(第78条第1項)を発行する。

(団体の分割乗車の取扱い)

第29条 団体乗車客に対しては、輸送力その他の理由により、分割団体券又は、団体数取券を発行して分割乗車の取扱いをすることができる。

第32条の2 削除

第2節 普通料金

第3節 回数料金

第4節 定期料金

(一括発売における定期料金の計算)

第33条 規程第32条第2項により通勤定期券又は通学定期券を一括発売する場合の定期料金は、1カ月、3カ月又は6カ月の定期料金に調整期間に相当する定期料金を加算したものとする。

- 2 前項の調整期間に相当する定期料金は、通用期間が1カ月の定期料金にあつては30日、3カ月の定期料金にあつては90日、6カ月の定期料金にあつては180日で、それぞれの定期料金を除した額（以下「日割額」という。）に調整期間を乗じ、端数計算した額とする。

第5節 共通一日乗車料金

第6節 団体料金

(団体乗客が所定の人員に満たない場合の取扱い)

第34条 団体乗客の人員が規程第34条に規定する人員に達しない場合でも、不足人員に対する相当料金を支払うときは、規程第51条を適用する。

- 2 前項の不足人員は大人、小児混合の場合において、大人、小児同数のとき、又は大人の方が多数であるときは、大人により、その他のときは小児によって計算する。



(学生団体の特例扱い)

第34条の2 規程第34条第1項第1号に規定する学生団体の人員に達しない場合でも、次の各号に該当する場合には、学生団体として取り扱い、規程第51条に定める団体料金を適用する。

- (1) 1学年の在籍人員が25人未満の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校(指定学校となっている外国人学校で、日本の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に相当する学校を含む。)で、原則として1学年全員が正規の学校教育活動として参加する場合。ただし、1学年の在籍人員が25人以上であっても、やむをえない事由(傷病等)により、参加する児童・生徒の人数が25人未満となる場合を含む。
- (2) 「特別支援学校」(盲学校・聾学校・養護学校)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する「特別支援学級」で、正規の学校教育活動として利用する場合

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

第35条 削除

(券面表示事項不明の乗車券の取扱い)

第36条 規程第55条による取扱いで、不明事項が判別できるときは、次の各号の定めるところにより、記入又は書き換えのうえ、乗客に交付する。

- (1) 差し出された乗車券が様式の整っていないものであるときは、必要事項を記入して乗客に交付する。この場合、取扱駅が当該乗車券の裏面にこの旨を付記して駅名小印を押印する。
- (2) 差し出された乗車券が、その有効期間の開始月日、発着区間等が不明となったものであるときは、その不明事項を裏面に記入し、駅名小印を押して乗客に交付する。この場合、差し出された乗車券が定期券、回数券又は共通一日乗車券であるときは書き換え、又は再交付の手続きをとる。

第2節 乗車券の効力

第37条 削除

(乗継駅における取扱い)

第38条 規程第58条の2の規定により乗り継ぎのため出場した乗客が、乗継時間を超過した場合は、原乗車券は無効とし、乗継駅から目的駅までの乗車は別途料金を収受する。

- 2 規程第58条の2第2項の規定にかかわらず、乗客が所持する普通券又は回数券の料金が、発駅から当該乗継駅までの普通料金と比較して同額又は高額である場合は第68条第2項の取扱いにより乗継乗車票又は乗継精算券の発行を受けた場合には、乗り継ぎを認める。
- 3 規程第58条の2第1項の乗継時間は、乗継駅において自動改札機による改札を受けて出場し、他の乗継駅において自動改札機による改札を受けて入場するまでの時間とする。
- 4 前項の乗継時間の判定は、乗継駅の自動改札機において乗車券に印字された時刻に基づき、取扱うものとする。
- 5 第1項の取扱いにかかわらず、時間超過の事由等により次の各号のいずれかの取扱いをすることができる。
 - (1) 乗客が制限時間内に乗継ぎする意思があるにも関わらず、本人の責に帰すべき事由でない場合は、係員により改札機で入場させることができる。
 - (2) 乗り継ぎに使用する乗車券が他の交通機関に効力がある等、事情気の毒と認められる場合は、乗車駅から乗継駅までの普通料金を収受し、所持する乗車券を無手数料で払戻しすることができる。

(途中下車の取扱いをしない乗車券で途中下車の申し出があった場合)

第39条 乗客が不案内、その他特別の事情により、途中下車の申し出をした場合は、普通券又は通学割引回数券の表面に別表第3の2(1)に定める未使用印を押し、既に乗車した区間に対する普通料金を収受して、当該普通券又は通学割引回数券を有効とすることができる。ただし、この取扱いは1回に限る。

(入きょう前に切り離された回数券の券片)

第40条 入きょう前に最終券片から切り離された回数券の券片は、その事実が最終券片によって証明される場合に限り、有効として取扱う。

(乗車券を無効とする場合の特例)

第41条 規程第60条、同第60条の2、同第61条及び同第61条の2の規定により、無効として回収した乗車券が、次の各号の1に該当する場合は、これを返還することができる。

- (1) 記名人の責に帰すべき理由によらないで使用したものと認められるとき
- (2) 他の乗車又は他の交通機関に効力のあるとき
- (3) 乗客に悪意がなく、その証明ができるとき

2 前項の規定により無効として回収した乗車券を乗客に返還する場合、返還理由を記入した還付願兼領収書を提出させるものとする。

3 前項に規定する還付願兼領収書の様式は、次のとおりとする。



還付願兼領収書様式

運輸長	副運輸長	所 属 長	保 具
駅 No			
<h2 style="margin: 0;">還 付 願 兼 領 収 書</h2>			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (回収定期券) 還 付 願 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 平成 年 月 日 </div> <div style="margin-top: 10px;"> 大阪市交通局 鉄道事業本部 管 区 駅 長 様 運輸部 運輸事務課長 </div> <div style="margin-top: 10px;"> (願 人) 住 所 大阪市 氏 名 </div> <div style="margin-top: 10px;"> (願事由) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> </div>			
券面番号 第 号 平成 年 月 日まで有効 駅～ 駅間 平成 年 月 日発行 駅 号機 (経由)			
回収された上記定期券の還付を受けました。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 平成 年 月 日 (受取人) 住 所 氏 名 </div>			
備 考			

※ 運高特 2109 A4

第42条 削除



第5章 乗車券の発行方

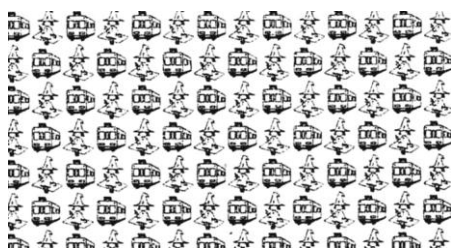
第1節 通則

第43条 削除

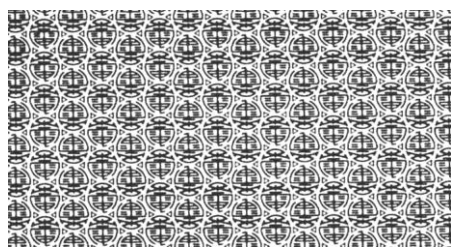
(地模様の印刷)

第44条 乗車券の表面には、次の地模様を印刷するものとする。ただし、団体券については、地模様を省略することができる。

- (1) 普通券(自動券売機用)、団体数取券(自動改札機用)



- (2) 前号以外の乗車券



(複写式乗車券の訂正)

第45条 乗車券に表示した事項は、各片を複写式で同時に一筆で訂正できるときに限って、発行の際までに訂正してもよい。この場合、訂正を要する文字(数字の場合は、一連の全部)は、明読できるようにまっ線2本を引き訂正箇所(駅名小印および訂正者の認め印)を押す。ただし、団体料金の変更となるものについては訂正することはできない。

(乗車券の発行を誤った場合の報告)

第46条 乗車券は、次の各号の1に該当する場合は廃札とし、別表第3の2(2)に定める無効印を表面に押し、経理課に送付する。

- (1) 日付その他の券面表示事項の誤刷、誤記または不鮮明なとき
- (2) 発行の際に切断を要する乗車券の切断箇所を誤ったとき
- (3) 発行の際に駅名その他に入きょうまたは押印を要する乗車券に対し、入きょうまたは押印箇所を誤ったとき
- (4) 破損し、または汚損したとき
- (5) 番号が重複しているとき
- (6) 誤って発行して発行当日中に他の乗車券と引き換えたとき
- (7) 様式改正、設備改廃等によって不用となったとき

2 前項の場合、一時に多数の乗車券を廃札としたときは種別、番号、数量及び理由を適宜の用紙に記入した返納目録を添えて、経理課に提出する。この場合、乗車券に無効印を押すことが困難であるときは、駅長は適宜の包装をして封印を行うことによって、無効印を押すことを省略できる。

(乗車券に押す印章)

第47条 規程第66条に規定する乗車券様式の不足事項を補う印章については別表第3の1に定める例により表示するものとする。

2 乗車券の効力を証明するときは、別表第3の2に定める例により表示するものとする。

(印章に使用するインキ)

第48条 乗車券に押印する印章は、黒色の証券用スタンプインキにより押印しなければならない。ただし、普通券に押印する印章及び別表第3の2(1)の印章は、紫色又は赤色のスタンプインキによることができる。

2 改札口で乗車券に押印する印章に使用するスタンプインキの色分けは、次のとおりとする。

- | | |
|----|--------------|
| 赤色 | 梅田・東梅田及び西梅田駅 |
| 緑色 | 天王寺駅 |
| 黒色 | 難波駅 |
| 紫色 | その他の各駅 |



(乗車券に表示する駅名印字)

第48条の2 規程第68条に規定する乗車券の駅名表示は、自動券売機及び定期券発行機等により発行する場合には、別表第4のとおり印字するものとする。

2 定期券を発行するときに表示する乗換駅名及び乗換線の表示基準は、別表第5のとおりとする。

3 規程第68条第3号の規定により、発駅名及び着駅名を2文字で表記する駅名の略号については、別表第6のとおり表記するものとする。

(乗車券の使用文字)

第49条 乗車券の使用文字は、次の各号に掲げるところにより、明りょうに表示しなければならない。

- (1) 印刷又は印章により表示する場合を除くほか、黒色の証券用インキ又はボールペンにより記載すること
- (2) 駅名は漢字で表示すること
- (3) 局長が必要と認める場合を除くほか、数字はアラビア数字で表示すること

第2節 普通券の発行方

(普通券の発行)

第50条 普通券(窓口用)は、緊急時等に限り発行するものとし、別表第3の1(1)に定める例により、発売日付及び発駅名を所定欄に押印して発行する。ただし、普通券(特割券)を被救護者に発売するときは、往路用と復路用をあわせて発売することができる。

第51条 削除

第3節 回数券の発行方

(通学割引回数券の発行)

第52条 通学割引回数券は表紙所定欄に使用資格者氏名、乗車区数及び別表第3の1(2)に定める例により発売日付、通用期限及び発売駅名を押印し、各券片所定欄に発着駅を押印して発行する。

(回数券の再発行)

第53条 通学割引回数券を再発行する場合は、次の各号による。

- (1) 乗客の所持する回数券を回収し、既に使用した券片に相当するものを切離した新規の回数券を乗客に渡す。
- (2) 新たに発行する回数券の発売日付及び通用期限等は、もとのとおり押印し、表紙余白に再発行月日を記入し、別表第3の1(4)に定める再発行印を押す。
- (3) 乗客から回収した券片及び新たに発行する回数券から切離した券片には別表第3の2(2)に定める無効印を押し、乗車券発売日報に添えて、経理課へ提出する。



第4節 定期券の発行方

(定期券の発行)

第54条 定期券の発行は、定期券発行機によるものとし、次の各号の定めるところによる。

- (1) 定期券発行機に地模様のみを印刷した定期券用紙を装填する。
 - (2) 発行年月日を設定する。
 - (3) 発着駅並びに経由ボタンを押す。また共通全線定期券にあつては、バス・地下鉄全線ボタンを押す。
 - (4) 通勤・通学のいずれかのボタンを押す。
 - (5) 通用1カ月、3カ月、6カ月のいずれかのボタンを押す。
 - (6) 一般、身障、介護のいずれかのボタンを押す。
 - (7) 継続又は新規のいずれかのボタンを押す。
 - (8) クレジット決済による購入の場合、カード読取部にカードを擦過する。
 - (9) 大人又は小児のいずれかのボタンを押す。
 - (10) 男又は女のいずれかのボタンを押す。
 - (11) 氏名をカタカナ又は英字で入力する。
 - (12) 正規、再発行、一括、試刷のうちいずれかのボタンを押す。
 - (13) 通用開始年月日を設定する。
 - (14) 定期券購入申込書をセットする。
 - (15) 発行ボタンを押す。(上記各号に設定された定期券が発券される。)
- 2 定期券発行機による発行時に表示される印字については、別表第7に定めるものとする。

(特別乗車証の発行)

第55条 停電又は故障等により、定期券発行機が停止中に定期券の購入を希望する乗客に限り、次の各号により特別乗車証を発行することができる。ただし、新規購入の前日以前であるとき、又は原券有効期間中の継続購入のときはできるだけ、翌日購入又は他の発売所で購入を案内する。

- (1) 区間欄には、発着駅名及び経由を記入する。
- (2) 期間欄には、発行当日を含め、3日後の年月日を記入する。
- (3) 氏名欄には、乗客の氏名を記入する。
- (4) 領収額欄には、所定料金を記入する。なお、クレジット決済による発売の場合は、所定料金の上部に決済に用いたクレジットカードのブランドに応じて、別表7の11に定める例によって印字する。
- (5) 券種及び通用欄は、該当するものを○印で囲む。
- (6) 月日欄には、発行した月日を記入する。
- (7) 発行所欄には、発行する発売所名を記入する。
- (8) 号機欄には、機械番号を記入する。

2 甲片は乗客に交付し、乙片は発売日報に添付し、経理課へ送付する。

3 前第1項により、特別乗車証を発行する際料金を収受し、後日当該特別乗車証と引き換えに定期券を発行する。ただし、引き換え日にかかわらず、当該乗車証の発行日を定期券の発行日とする。

4 特別乗車証の様式は、次のとおりとする。

(省略)

(定期券の再発行)

第56条 定期券を再発行するときは、乗客から定期券再発行申請書を受け取り、定期券原票を確認のうえ、次の各号により定期券を再発行して、定期券購入申込書を定期券再発行申請書に添えて経理課へ送付する。

- (1) 第54条の各号にもとづいて、再発行する。ただし、第2号の発行年月日は、再発行の年月日で発行し第10号のボタンは、再発行のボタンを押す。
- (2) 乗車区間及び通用期間はもとのとおり発行する。ただし、誤購入・誤発行のものは正当に発行する。
- (3) 定期券購入申込書に次の例により再発行理由を記入する。

- (例) 誤発行のとき 「誤発行」
 誤購入のとき 「誤購入」
 破損のとき 「破 損」
 災害のとき 「災 害」

- 2 1つの団体を2回以上に分割して乗車させる場合は、無し・分割有・数取券有のうち、分割有を選択し、分割乗車ごとに乗車日時、乗車人員を入力するほか、前項各号の規定を準用する。

(機械故障時等の団体券の発行)

第57条の2 前条第1項ただし書きにより団体券を発行する場合は、次の各号に定めるところによるものとし、甲片は乗客に交付し、乙片は経理課に送付し、丙片は控えとして駅に保管する。

- (1) 団体乗車の受付けをした駅において、1団体1乗車区間(往復を含む。)に対して1通を発行する。
 - (2) 上部「A 2 1」の次の枠に料改コードを記入する。
 - (3) 発行駅・コードはゴム印で押印する。
 - (4) 発行年月日を記入する。
 - (5) 団体名、代表者名及び所在地を記入する。ただし、所在地は団体乗車申込書に記入している場合は、省略することができる。
 - (6) 乗車検印欄は、片道発行の場合は、往・復どちらかの枠を斜線により抹消する。
 - (7) 乗車日時を記入する。
 - (8) 乗車区間欄は、上段に正式駅名で発駅は枠に右詰めで、着駅は枠に左詰めで記入し、往復の場合は中段に復路の行程を記入する。なお、空白欄は斜線により抹消し、必要に応じて経由又は乗換え駅を余白に記入する。
 - (9) 乗車人員欄には、規程第34条に定める人員を大人、小児別にそれぞれ記入する。
 - (10) 乗車料金欄には、地下鉄区間欄に規程第52条に規定する計算方式により、大人、小児別に記入し、合計欄(A欄)及び領収額欄は、大人、小児を合計し、10円単位に四捨五入した額を記入する。なお、往復発行の場合は「1人当たり割引料金」及び「団体料金」は片道を2倍した金額を記入する。また、社線区間欄は斜線により抹消する。
 - (11) 団体種別及び片道・往復欄は、該当箇所を○で囲む。
 - (12) 事務取扱者印を押印する。
 - (13) 地下区数を記入する。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、1つの団体を2回以上に分割して乗車させる場合は、分割乗車ごとに乗車区間に対して、1通の団体券を発行する。この場合の発行方法は次の各号に定めるところによる。



- (1) 最終となる団体用のものに交付する団体券には、前項第2号から第13号の定めるとおり表示し、記事欄に「分割3の3、50人」の例により記入する。
- (2) 前号以外の分割となる団体用の団体券は、乗車料金欄を除いて前項に準じて記入（乗車人員は分割ごとの人員）するとともに、記事欄に「分割3の1」の例により記入する。

- 3 前1項及び前2項により団体券を発行する場合の団体券の様式は、次のとおりとする。

団体券の様式

縦 25.6cm 横 18.2cm

A No 045657																	
甲(旅客用)																	
A21 □ □ □ □ 駅 発行 □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日										大阪市交通局 団体乗車券							
団体名 _____ 代表者 _____ 様 所在地 _____ 承認番号 _____										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">乗車検印</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">往</td> <td style="width: 50%;">復</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>		乗車検印		往	復		
乗車検印																	
往	復																
乗車日時		月	日	往	時	分	復	時	分								
乗車 区間	地下鉄	→															
	ニュー トラム	→															
	社 線	→															
乗車人員		学 生			普 通			合 計									
		大 人	小 児	教職員付添人	大 人	小 児											
乗 車 料 金		地下鉄	1人当り割引料金						(A)								
		団 体 料 金															
社 線		北 急	1人当り割引料金						(B)								
		変 更 人 員															
区 間		乗車人員	優待人員	料 金 収 受 人 員	1人当り 普通料金	割 引 率	1人当り 割引料金	団 体 料 金									
		大 人				割 引											
		小 児															
計		合 計 (領 収 額)						(C)									
団 体 種 別	普 通	1	取 扱 者 印	記 事			1 片 道		地下 区 数								
	中 学 生	2															
	学 生 其 他	3															

(注) 料金の合計欄(A),(B),(C)は大人、小児等の団体料金を合計し、(A)欄は10円単位に4捨5入、(B),(C)欄は切上げしたものを記入する。

(備考) 三片制とし、甲片は旅客用(地模様印刷)、乙片は審査報告用(ノーカーボン紙)、丙片は駅控用(ノーカーボン紙)とする。

（団体数取券の発行）

第58条 団体数取券を発売する場合は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 団体数取券は、団体代表者券と同時に発行する。
- (2) 団体代表者券の発行は機械によるものとし、無し・分割有・数取券有のうち、数取券有を選択するほか、第57条第1項各号の規定を準用する。ただし、機械故障等が発生した場合は、手書き発行をすることができる。
- (3) 団体数取券は、乗車人員に相当する枚数を作成し、乗客に対しては、そのうち1枚を減じた枚数と団体代表者券甲片を交付し、減じた団体数取券1枚には別表第3の2(2)に定める無効印を押印のうえ、団体代表者券乙片に添付して経理課に送付する。
- (4) 団体数取券に押印する印章は、別表第3の1(3)に定めるものとする。

（機械故障時等の団体代表者券の発行）

第58条の2 前条第2号ただし書により団体代表者券を発行する場合は、第57条の2第3項に定める団体券を使用するものとし、第57条の2の規定により押印記入するとともに、券面上部に表示の「団体乗車券」の下に「(代表者券)」と記入し、記事欄に「数取券何枚発行」と記入する。

（乗車人員増減による発行替え）

第59条 団体券発売後で、乗車人員が増減したため、発行替えをする場合は、発行替えした団体券の甲片を乗客に交付し、乙片と回収した団体券を添えて経理課に送付する。

第7節 特別の乗車券の様式

第6章 乗車券の改札

（乗車券の改札の目的及び方法）

第60条 乗車券の改札は、乗客が適切な乗車ができるように、必要な事項を案内するとともに、規程第74条第5項に定める場合若しくは自動改札機の故障又は乗客の自動改札機を利用し難い事由等により自動改札機による入きょう又は自動集札機による検査を受けられない場合は次の各号によって行う。

- (1) 乗車券の発着駅名及び区数・日付・通用期間等を確認する。
- (2) 使用者に対し特別の制限のある乗車券については、使用資格者であることを確認する。

2 団体乗客の乗降駅では、引率者と立ち会いのうえ、人員を確認する。

（証明書等の確認）

第61条 割引券、通学割引回数券、通学定期券のいずれかを所持する乗客に対しては必要に応じ、所定の証明書等を確認する。

2 前項の場合、乗客が証明書を提示しないときは、資格者であることを確かめることができる場合のほか、所持する乗車券を無効として取扱う。

（通学割引回数券の改札）

第62条 通学割引回数券を使用する乗客に対しては、乗車の際に乗車券を確認し、日付入り駅名印を押印する。

2 前項に規定する日付入り駅名印は、別表第3の1(1)に定める印を使用する。

（誤って入きょうした乗車券）

第63条 誤って入きょうした乗車券に対しては別表第3の2(3)に定める「誤入きょう印」を押印し、再使用を認める。

第7章 乗車変更及び特殊な取扱い

第1節 通則

（追徴又は払戻しする場合の料金の計算）

第64条 乗車券に対する料金の追徴又は払戻しをする場合は、各券片ごとに計算するものとする。ただし、団体券に対しては1団体ごとに計算する。

（手数料の計算）

第65条 乗車変更その他の取扱いをする際に徴収する手数料は、次の各号に掲げる場合を除くほか、原乗車券の券片を単位として計算するものとする。

(1) 回数券

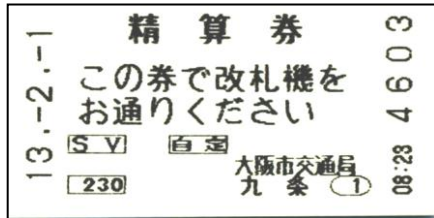
1冊に対する手数料とする。

(2) 団体券

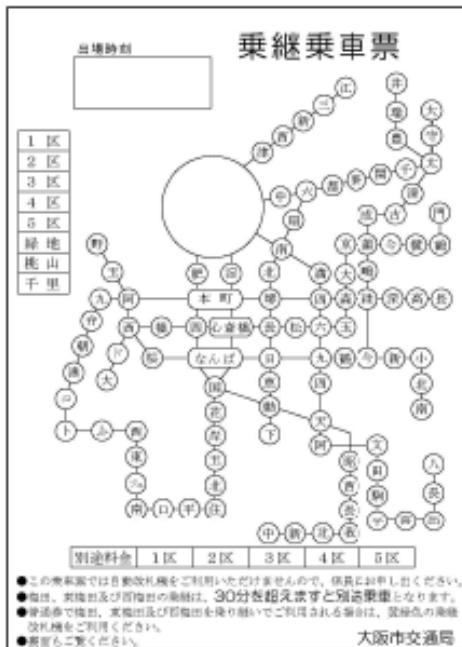
1通に対する手数料とし、2通以上に分割した場合及び数取券を作成した場合においても1通とみなす。

3 前1項に規定する精算券、前2項に規定する乗継乗車票及び乗継精算券の様式は、次のとおりとする。

(1) 精算券



(2) 乗継乗車票



**梅田、東梅田及び西梅田駅の
乗り継ぎについて（ご案内）**

- 梅田、東梅田及び西梅田の3駅での乗継は、30分以内でご利用ください。なお、30分を超えた場合、梅田、東梅田及び西梅田からの新たな乗車料金をいただきます。
- 普通券で梅田、東梅田及び西梅田を乗り継いでご利用される場合は、黄緑色の乗継改札機をご利用ください。
- その他、ご不明の点がございましたら、駅係員にお尋ねください。

(3) 乗継精算券





(団体券変更の取扱い)

第69条 規程第 87 条の規定による団体券の行程変更は、次の各号の定めるところにより取扱う。

- (1) 料金を収受する必要のないものにあつては、無手数料で取扱う。
- (2) 料金を収受する場合は、団体券の記事欄に「何駅まで乗越し、何円収受」「何駅への方変、何円収受」等の例により記入し駅名小印を押す。又料金を収受しない場合は変更の要旨を記入し駅名小印を押す。
- (3) 変更の取扱いは申し出のあった駅において取扱い、関係駅に連絡する。

2 団体数取券を所持する乗客については、乗越しの取扱いに限り認める。この場合、券面表示駅から乗越着駅までの区間に対し、別途乗車として普通料金を収受する。

(団体乗客の一部が変更の申し出をした場合の取扱い)

第70条 団体乗客の一部の人員から乗越し、方向変更又は経路変更の申し出があつたときは、団体券の券面区間外の区間に対し、別途乗車として、別に普通料金を収受する。ただし、この取扱いは変更を希望する乗客が当該団体券により確認できる場合に限る。

第3節 不正乗車

(定期券の不正使用が2以上の事由に該当する場合)

第71条 定期券の不正使用の場合であつて、それが規程第 61 条第1項の各号のうち、2以上に該当する場合は、規程第 90 条により計算した普通料金の最も高額となるものによって処理する。

第4節 紛失

(再收受証明書の発行)

第72条 乗車券を紛失した乗客から、再收受証明書の交付を請求された場合は、料金及び増料金を収受した駅において、規程第91条第2項の規定に基づき、再收受証明書を乗客に交付する。

2 再收受証明書の様式は、次のとおりとする。

縦 7cm 横 6cm

再 収 受 証 明 書	
年	月 日
金	円
区間	駅～ 駅間
普通料金	円
増料金	円
(駅名小印)	(証印)
○ この証明書は発行の翌日から1年間有効です。 ○ 払戻しの際は手数料210円をいただきます。	
* 運管特 2371 規格外	

(再收受証明書による料金の払戻し)

第73条 再收受証明書による料金の払戻しを請求する乗客に対しては、原乗車券が料金を再収受した日において有効であることを確認の上、次の例によって払戻しする。

(例1) 梅田発2区間行の普通券を紛失した大人乗客から、同区間(梅田・難波間)の料金240円(再收受証明書に記入された金額)を再収受している場合は、240円から手数料210円を差し引いた残額30円を払戻す。

(例2) 天王寺・梅田間の普通券を所持する大人乗客が、乗車中に乗車券を紛失し、かつ乗車駅が不明のときは、乗車駅不明の場合の取扱いにより(規程第89条)、中百舌鳥・梅田間320円および増料金640円を再収受している場合は、合計960円(再收受証明書に記入された額)から手数料210円を差し引いた残額750円を払戻す。

(例3) 梅田・難波間の普通券を所持する大人乗客が、乗車中に乗車券を紛失し、そのまま天王寺まで乗車したため、同駅下車の際、梅田・天王寺間の料金280円(再收受証明書に記入された額)を支払っている場合は、原乗車券の料金240円から手数料210円を差し引いた残額30円を払戻す。



(紛失定期券の発見その他による定期料金の払戻し)

第74条 乗客が定期券を紛失して再び購入後、紛失定期券の発見その他の理由により、重複購入となったため、定期券発売所に不要となった定期券の払戻しを請求した場合は、新たに購入した定期券について払戻しの取扱いをすることができる。

2 前項の規定による払戻し額は、当該定期券の通用期間に対する第33条の規定により計算した日割額を10倍した額(以下「旬割額」という。)に通用開始の日から申し出のあった日(申し出のあった日は経過した日とする。)までの経過旬数(1旬未満の端数は1旬とする。)を乗じ、これに手数料310円を加えた額をすでに収受した定期料金から差し引いて、端数計算した額とする。

(災害等による定期券等の再発行)

第75条 火災・水害その他の災害によって定期券及び共通一日乗車券を滅失した乗客が、定期券については定期券発売所に、共通一日乗車券については発売駅に、相当官公署の証明書類を提出して定期券及び共通一日乗車券再発行を請求した場合、乗客に悪意がないと認められ、かつ、乗客の申し出その他の方法により、その事実が証明できるときに限って定期券及び共通一日乗車券を再発行することができる。この場合、再発行する定期券には、別表第7の6に定める例示により印字する。

(注) 定期券及び共通一日乗車券を盗難または過失によって紛失した場合は再発行しない。

(団体券再発行の取扱い)

第76条 規程第93条の規定により、団体券(団体数取券は除く。以下本条中同じ。)の再発行を行う場合は、団体乗車受付書等でその事実が認定できる場合で、かつ、当該団体券を発行した箇所長に照会し、規程第94条の規定による払戻しが行われていないことを確認しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その事実が認定できないときは、別に団体料金を収受するものとする。この場合、乗客から請求があったときは、第72条の規定により、再収受証明書を発行する。

第5節 払戻し

(入きょう後の乗車券の払戻し)

第77条 次の各号の1に該当する場合で、入きょう又は押印後の乗車券であっても誤入きょうの証明をして、乗車前の払戻しと同様に取扱うことができる。

- (1) 乗車券を重複して購入した場合
- (2) 係員が誤って乗車券に入きょう又は押印した場合
- (3) 入きょう又は押印後、間もなく列車が発出したため、乗車できなかった場合

(団体料金の払戻し)

第78条 乗車前に団体乗客の全部又は一部が乗車を取りやめた場合、次の各号により取扱う。

- (1) 団体券の場合
 - ア 不乗証明書を発行し、団体券記事欄に「何何間何名不乗につき不乗証明書発行済」と記入のうえ証明する。なお、団体乗客の全部が乗車を取りやめた場合は、当該団体券を回収し、不乗証明書の乙片(報告用)と合わせて経理課へ送付する。
 - イ 不乗証明書の発行は当該券面区間の発駅において行う。なお、団体乗客の全部が乗車を取りやめた場合に限り、往路の発駅において復路の不乗証明書を発行することができる。
 - ウ 不乗証明書による払戻しは、当該団体券の発行駅において行う。ただし、不乗証明書の発行日の翌日から起算して1年を経過したときは払戻しを請求することができない。



不乗証明書 様式

縦 9.5cm 横 8.5cm

甲（交付用）

乙（報告用）

丙（控 用）

甲 不 乗 証 明 書			
(お客様用)			
乗車券番号及び当該乗車券発行所名	No.	発行	
乗 車 月 日	月 日		
乗 車 区 間	→ 駅 駅		
乗車券記載人員	大人	小児	名
実 際 乗 車 人 員	大人	小児	名
不 乗 人 員	大人	小児	名
団 体 名 (代表者名)	様 印		

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

大阪市交通局 駅長 印

注意 1. この証明書は発行の日から1年間有効です。
2. 払いもどしの際は手数料210円をいただきます。

※運賃特2446-1製格外

発行方

- ① 所定欄に記入のうえ、各片に駅長印を押し、乗客の認め印を受ける。
- ② 甲片は乗客に交付し、乙片は経理課に提出し、丙片は駅控とする。

(2) 団体数取券の場合

規程第94条の規定にかかわらず、乗車日から7日以内（乗車日を含む。）に残券を発行駅に提出した場合は払戻しの取扱いをする。

2 前項の各号の取扱いをした場合は、発行駅において、1通につき手数料210円を収受して、不乗証明書又は団体数取券と引き換えに、既に収受した料金から実際に乗車した区間及び人員相当の料金を差し引いた残額を払戻す。ただし、実際乗車人員が25名未満の場合（第34条の2に規定する場合を除く。）は、既に収受した料金から25名に対する団体料金又は実際乗車人員に対する普通料金を差し引いた額を払戻す。なお、不乗証明書又は団体数取券残券は経理担当（審査）に送付すること。

(通用開始当日の定期料金の払戻し)

第79条 定期券及び共通一日乗車券を所持する乗客が通用開始当日の乗車前に払戻しの請求をした場合、その定期券及び共通一日乗車券を使用しなかった事実が判明するときに限り使用開始前の払戻しとして取扱うことができる。

（使用開始後 7 日以内の定期料金の払戻し）

第 80 条 定期券を所持する乗客が、使用開始後 7 日以内に不要となった場合、その定期券を定期券発売所に提出したとき、手数料 310 円を徴収して、既に支払った料金から、その定期券の券面に表示された区間を 1 日 1 往復乗車したものととして、普通料金に使用経過日数（請求当日を含む）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しをすることができる。なお、共通全線定期券の場合は、手数料 310 円を徴収して、既に支払った料金からエンジョイエコカード料金に使用経過日数（請求当日を含む）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しをすることができる。

（定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期料金の払戻し）

第 81 条 乗客から定期券の種類・区間の変更の申し出があり、第 21 条の規定により、新たな定期券を発売した場合は、原定期券を回収し、次の各号の定めるところにより計算した額を払戻すものとする。

- (1) 通用期間前に継続発売した定期券に対して、その通用期間前に申し出のあったときは、残余の期間前通用期間分が 1 旬あるときは、当該定期券の通用期間に対する第 74 条第 2 項の規定により計算した旬割額と、既に収受した定期料金との合算額から手数料 310 円を差引いて、端数計算した額
 - (2) 前号の場合で、残余の期間前通用期間分が 1 旬に満たないときは、既に収受した定期料金から手数料 310 円を差し引いた額
 - (3) 前各号以外の定期券（期間調整して発売した定期券を含む。）に対しては、当該定期券の通用期間に対する旬割額に通用開始の日から申し出のあった日（申し出のあった日は経過した日とする。）までの経過旬数（1 旬未満の端数は 1 旬とする。）を乗じ、これに手数料 310 円を加えた額を既に収受した定期料金から差し引いて端数計算した額
- 2 本市乗合自動車定期券及び本市乗合自動車・高速鉄道（中量軌道を含む。）連絡定期券に変更した場合は、前項に準じて取扱う。



(定期料金又は回数料金の払戻し等の特例)

第 8 2 条 定期券（共通全線定期券を除く。）又は回数券を所持する乗客から駅の移転・廃止等乗客の責任とならない事由によってこれを使用することができなくなったため、払戻しの請求があった場合は、次の各号の定めるところにより乗車料金の払戻しをする。ただし、取扱い駅はその都度定める。

(1) 定期券については、既に収受した定期料金から、当該定期券の日割額に使用した日数（使用した日数が明らかでない場合は払戻し請求当日まで使用した日とする。）を乗じて端数計算した額を差し引いた額

(2) 回数券については、既に収受した回数料金から当該回数料金を総回数で除し（1円未満の端数は1円単位に切り上げる。）、その額に使用した回数を乗じ、端数計算した額を差し引いた額

(死亡の場合の定期料金の払戻し)

第 8 3 条 定期券を使用する乗客が死亡した場合、その引取人から定期料金の払戻しの請求があったときは、医師の診断書又はこれに類する証明書を収受し、第 81 条の規定を準用して計算した額を定期券発売所において払戻しする。

(定期券変更の特例)

第 8 4 条 駅の新設に伴い、乗客からその所持する定期券を提出して、区間又は経路の変更の申し出があった場合は、その取扱いをすることができる。ただし、取扱い駅はその都度定める。

2 前項の取扱いをする場合は、原定期券の通用期間と同じ期間の定期料金と既に収受した定期料金とを比較して差額のある場合には原定期券と変更定期券の日割額の差額に定期券の未使用期間の日数（変更当日は未使用日数に算入する。）を乗じて端数計算した額を収受又は払戻しをし、原定期券の適用期限と同様の定期券を発行する。

3 前項の規定によりがたい場合は、新定期券の購入を前提として原定期券を第 82 条第 1 号の規定を準用して払戻しをする。この取扱いをする場合、新定期券は請求当日の翌日から通用となるものを発売する。ただし、乗客が、請求当日から通用の新定期券の発行を希望する場合は、第 82 条第 1 号の規定による使用した日数に請求当日を含めないで払戻しをする。

第6節 運行不能

(料金の払戻しをする駅)

第85条 乗車中止及び無料送還の取扱いにより、料金の払戻しを受けようとする乗客は、次の各号に定める駅において料金の払戻しを請求しなければならない。

- (1) 無料送還の取扱いを受けない乗客は乗車中止駅
- (2) 無料送還の取扱いを受ける乗客は送還を終えた駅

(無料送還の取扱い)

第85条の2 規程第101条第1項の規定による無料送還を行った場合、同第2項の規定にかかわらず、通学割引回数券を使用する乗客は当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。この場合、当該券片に誤入きょう印を受けなければならない。

(他経路乗車中の途中下車)

第86条 規程第102条に規定する他経路乗車中に途中下車した場合は、既に收受した料金と実際乗車した区間の料金を比較し、過剰額は払戻しするものとし、不足額は收受する。ただし、通学割引回数券又は定期券を使用する乗客については他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通料金を收受する。

- 2 前項にかかわらず、通学割引回数券を使用する乗客が、実際乗車区間に対し、別に普通料金を支払った場合は、当該回数券の券片を未使用として処理することができる。

(運行休止の場合の通用期間の延長)

第87条 規程第103条の規定によって定期券の通用期間の延長の請求を受けた場合は、相当日数を原定期券の通用期限の翌日から付加した定期券を新たに発行し、原定期券を回収する。

- 2 新たに発行した定期券は、通用期間を延長したことを証明するため、別表第7の9の例により券面に相当日数を印字する。

(運行休止の場合の定期料金の払戻し)

第88条 規程第103条の規定によって定期料金の払戻しの請求を受けたときは、その事実を確認したうえ、払戻しをしなければならない。



第7節 誤乗及び誤購入

(誤乗乗客に対する取扱方)

第89条 規程第104条の規定により無料送還の取扱いをする場合は、乗客の所持する乗車券の裏面に「誤乗」と記入し、駅名小印を押印し、その乗車券で乗車させる。

(定期券・回数券使用乗客が誤乗した場合)

第90条 定期券又は回数券を使用する乗客が、券面に表示された区間外に誤って乗車した場合であって、満員その他で、事情気の毒と認めるときは、規程第104条の規定にかかわらず、同条の規定に準じてその誤乗区間につき無料送還の取扱いをすることができる。

(誤購入又は誤発売した乗車券に対する取扱方)

第91条 規程第105条の規定によって乗車料金の收受又は払戻しをする場合は、次の各号により処理しなければならない。

(1) 普通券

正当な乗車券を発売し、当該乗車券は無手数料で払戻しをする。当該乗車券が入きょう後であるときは別表第3の2(3)に定める「誤入きょう印」を押印する。

(2) 回数券

ア 通学割引回数券

使用開始前の場合には、正当な回数券を発売し、原券は無手数料で払戻しする。着駅において誤購入が判明したときは着駅において乗車区間に対する乗車料金を收受し、当該券片には別表第3の2(3)に定める「誤入きょう印」を押印する。この場合、原券は発売駅で無手数料で払戻しする。

(3) 定期券


定期券発売所において発行替えの取扱いをする。ただし、自動券売機で購入した定期券については、発行駅で発行当日に限り取り扱う。

(4) 共通一日乗車券

乗車前に限り正当な乗車券を発売し、当該乗車券は無手数料で払戻しをする。

(誤購入した乗車券が割引乗車券である場合)

第92条 誤購入した乗車券が割引証等を提出して購入したものであるときは別に割引証等の提出を求めることなく、もとの乗車券により正当の料金割引の取扱いをする。



第8章 乗車料金先払いカード

(乗車料金先払いカードの取扱い)

第93条 乗車料金先払いカードの取扱いについては、大阪市乗車料金先払いカード取扱規程（平成8年大阪市交通事業管理規程第7号）によるほか大阪市乗車料金先払いカード取扱細則の定めるところによる。

第9章 IC証票

(IC証票の取扱い)

第94条 IC証票の取扱いについては、大阪市交通局IC証票取扱規程（平成17年大阪市交通事業管理規程第80号）によるほか、大阪市交通局IC証票取扱細則の定めるところによる。

別表第1（第14条の2）

発(着)駅名	着(発)駅名	経由	経由	経由	経由	経由
昭和以南	深江以東	天王	谷九	今里	緑橋	
四天以南	深江以東		谷九	今里	緑橋	
大国～住江	深江以東		難波	今里	緑橋	
平林～フェリー	深江以東	住江	難波	今里	緑橋	
恵美～天下	深江以東		日本	今里	緑橋	
淀屋以北、 西梅、肥後	新深以東		本町	緑橋	今里	
野江、都島、中崎	新深以東	天六	堺本	緑橋	今里	
天六、扇町、北浜	新深以東		堺本	緑橋	今里	
東梅、天満	新深以東		谷四	緑橋	今里	
南森	新深以東		谷四又は堺本	緑橋	今里	
野田、玉川	新深以東		阿波	緑橋	今里	
玉造、OBP、京橋	新深以東		森宮	緑橋	今里	
OBP、京橋	鶴橋		森宮	緑橋	今里	
淀屋以北、 西梅、肥後、四橋	今鶴以東		本町	緑橋	蒲四	
心齋	今鶴以東		本町又は森宮	緑橋	蒲四	
昭和以南	今鶴以東	天王	谷九	今里	蒲四	
中崎	今鶴以東	天六	堺本	緑橋	蒲四	
東梅、天満	今鶴以東		谷四	緑橋	蒲四	
南森	今鶴以東		谷四又は堺本	緑橋	蒲四	
谷六	今鶴以東		谷四又は森宮	緑橋	蒲四	
四天以南	今鶴以東		谷九	今里	蒲四	
大国～住江	今鶴以東		難波	今里	蒲四	
平林～フェリー	今鶴以東	住江	難波	今里	蒲四	
野田、玉川	今鶴以東		阿波	緑橋	蒲四	
西長	今鶴以東		阿波又は森宮	緑橋	蒲四	
天六、扇町、北浜	今鶴以東		堺本	緑橋	蒲四	
長堀	今鶴以東		堺本又は森宮	緑橋	蒲四	
恵美～天下	今鶴以東		日本	今里	蒲四	
大正、ドーム、 西大、松屋、玉造	今鶴以東		森宮	緑橋	蒲四	
昭和以南	大日、守口	天王	谷九	今里	太子	
四天以南	大日、守口		谷九	今里	太子	
谷六	大日、守口		谷四又は森宮	緑橋	太子	
玉造	大日、守口、千林		森宮	緑橋	太子	
昭和以南	井高～緑橋		天王	谷九	今里	

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程取扱細則

発(着)駅名	着(発)駅名	経由	経由	経由	経由	経由
本町	豊里以北			堺本	天六	太子
心斎	豊里以北			長堀	天六	太子
難波	豊里以北			日本	天六	太子
天満	豊里以北			南森	天六	太子
大国	豊里以北		本町・堺本又は心斎・長堀 又は難波・日本 又は四ツ橋・長堀		天六	太子
花園～住江	豊里以北		本町・堺本又は難波・日本 又は四ツ橋・長堀		天六	太子
平林～港東	豊里以北	住江	本町・堺本又は難波・日本 又は四ツ橋・長堀		天六	太子
フェリー～トレド	豊里以北		コスモ	堺本	天六	太子
コスモ～阿波	豊里以北			堺本	天六	太子
野田、玉川	豊里以北		阿波	堺本	天六	太子
西長	豊里以北			長堀	天六	太子
桜川	豊里以北			日本	天六	太子
大正、ドーム、 西大、松屋	豊里以北			長堀	天六	太子
大国	大日～都島		本町・堺本又は心斎・長堀 又は難波・日本 又は四ツ橋・長堀		天六	
花園～住江	大日～都島		本町・堺本又は難波・日本 又は四ツ橋・長堀		天六	
平林～港東	大日～都島	住江	本町・堺本又は難波・日本 又は四ツ橋・長堀		天六	
野田、玉川	大日～都島		阿波	堺本	天六	
野江	OBP		天六	堺本	天六	森宮
都島、中崎	OBP、京橋		天六	堺本	天六	森宮
野江	今里		天六	堺本	天六	緑橋
都島、中崎	鳴野、今里		天六	堺本	天六	緑橋
中崎	蒲四		天六	堺本	天六	緑橋
中崎	野田、玉川		東梅	本町	天六	阿波

別表第2 (第33条)

定期料金日割額表

券種別		区数	1区	2区	3区	4区	5区	特定区間
通 人	大	1カ月	(124) 247	(156) 311	(175) 349	(188) 375	(203) 406	(153) 306
		3カ月	(118) 235	(148) 296	(166) 331	(178) 356	(193) 386	(146) 291
		6カ月	(112) 223	(140) 280	(157) 314	(169) 338	(183) 365	(138) 276
	小 児	1カ月	(62) 124	(78) 156	(88) 175	(94) 188	(102) 203	(77) 153
		3カ月	(59) 118	(74) 148	(83) 166	(89) 178	(97) 193	(73) 146
		6カ月	(56) 112	(70) 140	(79) 157	(85) 169	(92) 183	(69) 138
通 学 人 児	大	1カ月	(56) 112	(72) 144	(80) 160	(82) 163	(89) 177	
		3カ月	(54) 107	(69) 137	(76) 152	(78) 155	(84) 168	
		6カ月	(51) 101	(65) 129	(72) 144	(74) 147	(80) 159	
	小 児	1カ月	(28) 56	(36) 72	(40) 80	(41) 82	(45) 89	
		3カ月	(27) 54	(35) 69	(38) 76	(39) 78	(42) 84	
		6カ月	(26) 51	(33) 65	(36) 72	(37) 74	(40) 80	
共通全線	1カ月	537						
	3カ月	510						
	6カ月	483						

(備考) 上段 () 内特割定期料金の日割を示す。

特定区間とは大阪港・中ふ頭相互間を示す。

南森町ー今里間(谷町九丁目又は日本橋経由)は、2区料金を適用する。

別表第3 (第47条) 乗車券に押す印章

1 乗車券様式の不足事項を補う印章

- (1) 普通券（窓口用）を発売するとき
発売場所、発売日付、発駅名の表示



- (2) 通学割引回数券を発売するとき

ア 発売場所、発売日付の表示



イ 有効期日印の表示



ウ 発駅名又は着駅名の表示

西島南方 大文字G 1号
小文字G 4号

- (3) 団体数取券を発売するとき
通用区間及び通用期間を表示

ア 通用期間が1日の場合



直径 2.5 cm

イ 通用期間が2日以上の場合



直径 2.5 cm

- (4) 乗車券を再発行するとき

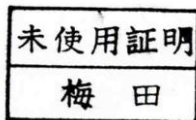


縦 1 cm

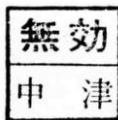
横 1 cm

2 乗車券の効力を証明する印章

- (1) 未使用を証明するとき



- (2) 乗車券を無効として回収するとき



- (3) 誤って入きょうした場合



別表第4（第48条の2） 乗車券発着駅名表示及び經由表示

◎発着駅名表示

御堂筋線	江坂	東三国	新大阪	西 ^{中島} 南方	中津
	梅田	淀屋橋	本町	心齋橋	難波
	大国町	動物園前	天王寺	昭和町	西田辺
	長居	我孫子	北花田	新金岡	中 ^{百舌鳥}
谷町線	大日	守口	太 ^{子橋} 今市	千林大宮	関目高 ^殿
	野 ^{江内代}	都島	中崎町	東梅田	南森町
	天満 ^橋	谷 ^町 四	谷 ^町 六	谷 ^町 九	四 ^{天王夕陽ヶ} 寺前 ^ヶ 丘
	阿倍野	文の里	田辺	駒川中野	平野
	喜 ^{連瓜破}	出戸	長原	八尾南	
四つ橋線	西梅田	肥 ^後 橋	四ッ橋	花園町	岸里
	玉出	北 ^{加賀屋}	住 ^{之江公園}		
中央線	コ ^ス ス ^ク エ ^モ ア	大阪港	朝潮 ^橋	弁 ^天 町	九条
	阿波座	堺 ^{筋本町}	森ノ宮	緑橋	深江橋
	高井田	長田			



千 日 前 線	野田阪神 鶴橋 南 巽	玉 今 里	川 新 深江	西長堀 新深江	桜 小 路	川 路	日本橋 北 巽
堺 筋 線	天神橋六 天下茶屋	扇 町	北 浜	長堀橋	恵美須町		
長堀鶴見緑地線	大正 大阪ビジネスパーク 鶴見緑地	ドーム前千代崎 京橋 門真南	西大橋 蒲生四	松屋町 今福鶴見	玉造 横堤		
今 里 筋 線	井高野 関目成育	瑞光四 鳴野	だいどう豊里	清 水	新森古市		
南港 ポートタウン線	トレード センター前 南港東	中ふ頭 南港口	ポート タウン西 平林	ポート タウン東	フェリー ターミナル		

◎經由表示

御堂筋線	谷町線	四橋線	中央線
千日前線	堺筋線	長堀鶴見線	今里筋線
ニュートラム			
本町	心齋	難波	大国
動物	天王	太子	東梅
南森	谷四	谷六	谷九
西梅	四橋	住江	コスモ
阿波	堺本	森宮	緑橋
西長	日本	今里	天六
長堀	蒲四		

別表第6 (第48条の2) 駅名の略号

御堂筋線					
(駅名)	(略号)	(駅名)	(略号)	(駅名)	(略号)
江坂	江坂	東三国	三国	新大阪	新大
西中島南方	南方	中津	中津	梅田	梅田
淀屋橋	淀屋	本町	本町	心斎橋	心斎
難波	難波	大国町	大国	動物園前	動物
天王寺	天王	昭和町	昭和	西田辺	西田
長居	長居	我孫子	我孫	北花田	北花
新金岡	新金	中百舌鳥	中百		
谷町線					
大日	大日	守口	守口	太子橋今市	太子
千林大宮	千林	関目高殿	関目	野江内代	野江
都島	都島	中崎町	中崎	東梅田	東梅
南森町	南森	天満橋	天満	谷町四丁目	谷四
谷町六丁目	谷六	谷町九丁目	谷九	四天王寺前夕陽ヶ丘	四天
阿倍野	阿倍	文の里	文里	田辺	田辺
駒川中野	駒川	平野	平野	喜連瓜破	喜連
出戸	出戸	長原	長原	八尾南	八尾
四つ橋線					
西梅田	西梅	肥後橋	肥後	四ツ橋	四橋
花園町	花園	岸里	岸里	玉出	玉出
北加賀屋	北加	住之江公園	住江		
中央線					
コスモスクエア	コスモ	大阪港	大港	朝潮橋	朝潮
弁天町	弁天	九条	九条	阿波座	阿波
堺筋本町	堺本	森ノ宮	森宮	緑橋	緑橋
深江橋	深江	高井田	高井	長田	長田

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程取扱細則



千日前線

(駅名)	(略号)	(駅名)	(略号)	(駅名)	(略号)
野田阪神	野田	玉川	玉川	西長堀	西長
桜川	桜川	日本橋	日本	鶴橋	鶴橋
今里	今里	新深江	新深	小路	小路
北巽	北巽	南巽	南巽		

堺筋線

天神橋筋六丁目	天六	扇町	扇町	北浜	北浜
長堀橋	長堀	恵美須町	恵美	天下茶屋	天下

長堀鶴見緑地線

大正	大正	ドーム前千代崎	ドーム	西大橋	西大
松屋町	松屋	玉造	玉造	大阪ビジネスパーク	O B P
京橋	京橋	蒲生四丁目	蒲四	今福鶴見	今鶴
横堤	横堤	鶴見緑地	鶴緑	門真南	門真

今里筋線

井高野	井高	瑞光四丁目	瑞四	だいどう豊里	豊里
清水	清水	新森古市	新森	関目成育	成育
鳴野	鳴野				

南港ポートタウン線

トレードセンター前	トレード	中ふ頭	ふ頭	ポートタウン西	ポート西
ポートタウン東	ポート東	フェリーターミナル	フェリー	南港東	港東
南港口	港口	平林	平林		

別表第7（第54条第2項） 定期券表示事項の補足印字

- 1 小児の場合

小

- 2 通学の場合

学

中央上部に印字する。

- 3 大人特定通学の場合

削除

- 4 特別割引の場合

- (1) 本人の場合

障

中央上部に印字する。

- (2) 介護人の場合

介

中央上部に印字する。

- 5 継続の場合

継

右側に印字する。

- 6 再発行の場合

(再)

右端に印字する。

- 7 一括発売の場合

(括)

右端に印字する。

ただし、一括発売で再発行の場合は、「6 再発行の場合」の印字となる。

- 8 通用期間の端数を調整した場合

(調11)

右側に印字する。

- 9 通用期間を延長した場合

(延3)

右側に印字する。

- 10 う回経路の場合

う回

中央に印字する。

- 11 クレジット決済で購入した場合

- (1) クV（VISAカード決済 赤字で印字）

- (2) クM（Masterカード決済 赤字で印字）



- (3) クJ (JCBカード決済 赤字で印字)
- (4) クA (AMERICAN EXPRESSカード決済 赤字で印字)
- (5) クD (Dinersカード決済 赤字で印字)
- (6) C制 (その他のクレジットカードで決済 赤字で印字)

